

政策分野 18 学校教育

～市民ぐるみで子どもたちに「生きる力」を育むまちをつくる～

基本方針

いかなる社会情勢にあっても、「ひとりひとりの子どもを徹底的に大切にする」という京都市教育の理念の下、京都で学んだ子どもたちがいのちを大切に、夢と希望をもって未来を切り拓いていけるよう、家庭・地域・大学・産業界・NPOなどの積極的な参画を得て、市民ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む学校教育を推進する。

現状・課題

子どもの育ちの基盤となる幼児教育、小中学校の連携による9年間を通した義務教育、生徒や保護者の多様なニーズにこたえる高校教育、障害のある子どもたちの社会参加と自立をめざした総合育成支援教育において、教職員の熱意あふれる教育実践が展開されている。また、京都市独自の少人数学級や普通教室の冷房化、全校での校内LANの整備など全国トップクラスの教育環境の整備が進んでいる。

また、「地域の子どもは地域で育む」という京都の教育風土と開かれた学校づくりの推進により、学校と家庭・地域が情報、課題、行動、評価を共有し、ともに高め合う、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育が着実に進んでいる。

一方で、学校での学びと家庭生活・社会生活との乖離が危惧されるなか、子どもたちの学びのフィールドを社会全体に広め、体験活動やボランティア活動、スポーツ活動等の充実を図り、好奇心や探究心、学習・運動意欲の向上を図ることが重要である。そのために、学校・家庭・地域が「生きる力」の意味を共有し、ともに子どもを育むことが求められる。

さらに、子どもの自尊感情や規範意識の低下が懸念されるなか、子どもたちが地域を大切に、心や公に資する態度を身につける必要がある。

また、生命の誕生や死など、子どもたちがいのちを感じ、みずからのいのちを守る視点に立って、他者を大切にする取組を充実することも必要である。

子どもの豊かな学びと育ちに向けて学校運営協議会委員による熱心な議論



小学生の長期宿泊・自然体験活動



幼児教育・子育て支援の充実に向けた拠点「こどもみらい館」



みんなでめざす10年後の姿

1 社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育んでいる

コミュニティスクール*の推進など、地域ぐるみで学校教育を推進するしくみづくりを進めることにより、公教育への市民の信頼を高め、充実した教育環境の下で、すべての子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身につけることができるまちとなっている。

2 教職員や保護者が子どもたちを中心にしっかり連携できている

教職員、PTA等による校種間の枠を越えた取組をさらに進め、保育所・幼稚園から小学校、中学校、高等学校、総合支援学校が連携し、子どもたちの学びと育ちの連続性の視点に立った一貫した取組を推進するまちとなっている。

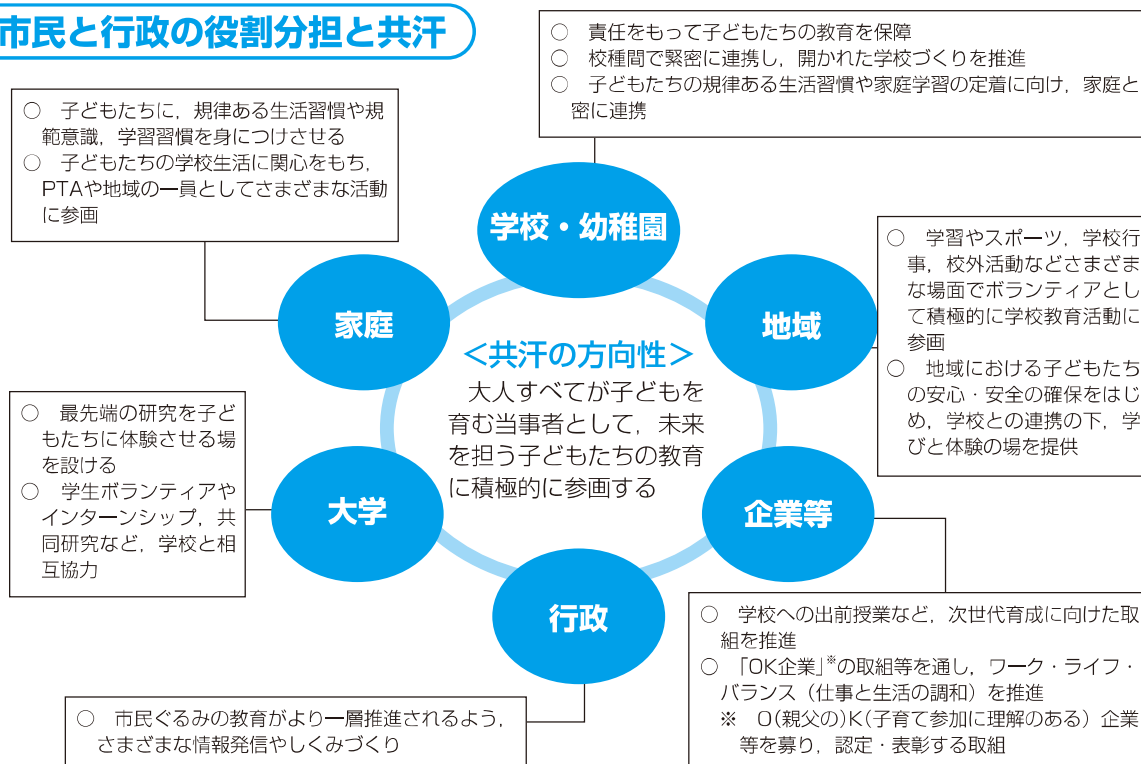
3 子どもたちがあらゆる場で学び体験できる社会となっている

学校・家庭・地域・大学・産業界・NPO等の連携の下、すべての大人たちが子どもを育む当事者として行動し、社会全体で子どもたちにさまざまな学びや体験交流の場を提供することにより、子どもたちの「生きる力」を育むことができるまちとなっている。

4 京都で学んだ子どもたちがあらゆる場面で活躍している

京都の都市特性や社会資源を最大限に活用し、京都ならではの伝統文化教育や環境教育、食育、生き方探究教育、健康教育等を推進することにより、京都、世界の未来を担う人材を育むことができるまちとなっている。

市民と行政の役割分担と共汗



※ コミュニティスクール：保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を推進する制度

推進施策

1 市民ぐるみの教育の推進

(1) 開かれた学校づくりと地域ぐるみの教育

社会の宝である子どもたちを地域ぐるみで育むため、学校・幼稚園が積極的に情報発信を行い、ボランティアや学校評価、学校運営協議会など保護者・地域のひとびとの学校教育への参画を促進することにより、京都の伝統である地域ぐるみの教育の一層の推進を図る。

(2) 大学、産業界、NPO等の幅広い参画を得た学校教育の推進

次世代育成に向け、大学や産業界、NPO等による学校教育への参画を進め、京都ならではの食育や伝統文化教育、生き方探究教育、ものづくり体験学習、健康教育など、子どもたちのさまざまな学びや体験交流の場を充実させる。

また、府市協調の下、市内の子どもたちが通う私立学校・園等の振興に努める。

2 子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進

(1) 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を図る教育の推進

子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、幼児教育においては幼児の自発的な活動としての「遊び」を通じて、情緒的・知的な発達、社会性の涵養を図り、義務教育9年間については、児童生徒の9年間の育ちにすべての教職員が責任をもつ意識改革と行動改革を行いつつ、小中一貫した「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図る。また、市立高等学校においては、生徒たちが自己のあり方や生き方を考え、ひとりひとりの将来展望に応じた進路を実現できるよう、生徒・保護者・社会のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりに向けた改革をさらに推進する。

(2) 規範意識の醸成と人権教育の推進

すべての子どもたちの規範意識を高めるため、あらゆる教育活動において、子どもたちの絆づくりに意図的、計画的に取り組むとともに、家庭・地域・関係機関との連携により、「社会で許されない行為は学校においても断じて許されない」との姿勢で、いじめや暴力等の未然防止に努める。

また、子どもひとりひとりが自尊感情を高めるとともに、いのちを感じ、互いに認め支え合い、ともに生きることの大切さを学ぶことにより、人権文化の息づく社会の構築をめざした人権教育を推進する。

(3) 心身の健康と望ましい生活習慣の確立に向けた取組の充実

家庭・地域・関係機関と連携した喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する取組、性に関する教育やエイズ教育、運動やスポーツの実践などを推進することにより、子どもたちが、みずからの心身の健康について考え、早寝早起きや家庭学習、読書など、望ましい生活習慣を実践できるよう指導の充実を図る。

(4) 「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの育成

家庭・地域や大学、企業、NPO等との連携により、「環境モデル都市・京都」を担う子どもたちの環境に対する感性を培い、「歩くまち・京都」の実践など、環境保全や環境問題解決に向けて行動する態度を育成するため、すべての教育活動を通して環境に関する学習を展開する。

(5) 総合育成支援教育の充実

障害者権利条約の理念の実現をめざす国での議論を踏まえ、LD（学習障害）等支援の必要な子どもを含む障害のある子どもたちが、ひとりひとりのニーズに合った教育を受けられるよう、教職員の専門性の向上と学校の組織体制を確立し、個別の指導計画等の作成により必要な支援・指導の充実を図る。また、総合支援学校や育成学級で学ぶ児童生徒と小中学校の児童生徒との交流及び共同学習等をより一層推進し、障害のある子どもへの理解を深め、支援ができる学級集団づくりを進める。さらに、より自立的な社会参加をめざす新たな学習拠点の整備や職業学科の定員拡大等、総合支援学校の教育環境の一層の充実を図る。

3 教職員の資質・指導力の向上

(1) 教員養成から採用、研修まで一貫したシステムの構築

教職員が尊ばれ、多くの学生が高い志と夢や希望をもって教員をめざせるためには、公立学校の教職員が市民の信頼にこたえる必要がある。そのためには、大学・大学院での教員養成課程と学校現場での教育実践との融合、教師をめざす学生等に対して教師として求められる資質や実践的指導力を養成する取組の充実、多様な人材を確保するための特色ある教員採用試験の実施、採用後の研修体系の充実やICT（情報通信技術）を効果的に活用した授業の質の向上等を進め、教職員の資質・指導力の向上を図る。

(2) 教職員評価システムの実施と評価の活用

全教職員がみずからの課題や改善点を明確にし、資質向上や能力開発を促進するため、教職員評価システムの充実と高い信頼性を確保し、教職員の意欲向上や学校組織のさらなる活性化を推進する。

4 新しい学習環境づくり

(1) 学校施設の環境対応とバリアフリー化

老朽化した学校施設の機能改善などの際に、太陽光発電システムや風力発電システム、屋上緑化や壁面緑化、校庭の芝生化など、環境にやさしい学校施設の整備を進めるとともに、学校施設のバリアフリー化を進めて、児童生徒が障害の有無などにかかわらず、安心して快適に過ごせる学習環境を整備する。

(2) 自然とふれあえる野外活動の充実

野外活動施設花背山の家を中心とした長期宿泊・自然体験や、海に接することが少ない京都の子どもたちが、海での生活を体験する野外教育センター奥志摩みさきの家での活動などの野外活動の推進を図るため、活動プログラムの多様化や施設環境の充実を図る。